

子育て世帯への 臨時特別給付金を支給します

問い合わせ
児童課 内線145



■対象

- ・令和3年9月分の児童手当支給対象となる児童
- ・9月30日時点で高校生等(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の児童
- ・令和4年3月31日までに生まれた児童手当の支給対象児童(新生児)

■支給対象者

対象児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い者(児童手当受給者もしくはそれに準ずる対象者)

■注意

所得制限あり。
詳細は児童課または町ホームページへ

■給付額 1人につき10万円

申請方法

●申請不要な方(令和3年12月24日に支給済)

- ①中学生まで…令和3年9月分の児童手当支給対象となる児童
- ②高校生等(④以外)…平成15年4月2日～平成18年4月

1日生まれで、①に該当する兄弟姉妹が**いる**児童

- ③新生児(R3.9.1～11.30生まれ)…令和3年9月1日～令和3年11月30日生まれで、児童手当の支給対象児童

●申請が必要な方

対象	定義	必要書類	申請方法
④高校生等(②以外)	平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれで、①に該当する兄弟姉妹が いない 児童	様式第2号高校生等用の申請書	申請書と必要書類を郵送または直接問い合わせ先へ ■提出期限 令和4年3月11日(金) (新生児を除く) ⑤新生児を申請する方へ 出生に伴う児童手当の認定請求を行う際に、併せて申請書を提出する必要があります。
⑤新生児 ※R3.12.1以降生まれ	令和3年12月1日～令和4年3月31日生まれで、児童手当の支給対象児童	様式第3号新生児用の申請書	
⑥児童の保護者が公務員	対象児童の保護者が町内在住の公務員である児童	・様式第2号高校生等用の申請書 ・児童手当(本則給付)を受給していることが分かる書類 (支給決定通知書、振込通知書、給与明細書、口座の通帳のコピー)	

※その他必要書類

- ・令和3年1月1日時点、町に住民票がなかった申請者および配偶者は令和3年度(令和2年分)所得証明書が必要
- ・令和3年9月30日時点、④と⑥の児童で、町に住民票がない児童は戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)が必要

■注意

- ・令和3年9月分の児童手当を未申請の方も、本給付金の対象となる可能性がありますので、問い合わせてください。
- ・児童手当の現況届未提出の方は支給できません。現況届を提出してください。
- ・9月30日時点で町に住民票がある児童の保護者へ12月～1月にかけて順次案内と申請書を送付します。案内が届かなかつたご家庭は問い合わせ先へ
- ・結婚している高校生には支給されません。
- ・対象などは変更になる場合があります。

子育て中で令和3年度
住民税非課税または
収入が急変した方へ

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)の締め切りが迫っています! 詳細はホームページへ

●申請締切 2月28日(月) ●問い合わせ 児童課 内線140

